

〔本朝畫史〕畫式

朝廷所用繪畫者多○中上世每有慶事、令畫屏風、當時使歌人畫其上、或先倭歌後繪畫、其法可依時代所謂大嘗會御屏風、御賀御屏風是也、如今四方拜御屏風、大宋御屏風皆有粉本、而官家之役人所藏也、每造內裏、乃以舊本調進之、尤不擇能畫、聊隨舊例耳、然畫之用可知大者也、

〔徒然草上〕屏風障子などの繪も文字も、かたくなる筆やうしてかきたるが、みにくきよりも、宿のあるじのつたなくおぼゆるなり、

〔才葉抄〕一屏。書寫などは、子細有事也、道風の筆を見しが、綾の屏風に大きらかなる下ゑをゑたりしに、頭をさしつどへて、只行草に、筆に任せて書りと見ゆ、大體此體無有也、

〔秋齋間語四屏〕風に色紙を張る事、寸法は八寸に六寸七分にする也、一枚を二色に染分る也、青黃赤白黒の五色を用、是古實なり、小笠原流などにも、色紙短冊のはり様あり、少々相違あり、

〔類聚名物考調度四屏〕風に色紙短冊押様の事

今按に、經師の傳に、屏風障子へ色紙張には、長角半といへる習ひ有、たとへば四季の詩歌ならば、二枚ならべて張、是を長といふ也、戀の詩歌ならば一枚はあげ、一枚はさげて、上の色紙の左の下の角と、下の色紙の右の上の角とつぎ合せて、石疊のさまに押を角と云也、又雜の詩歌ならば、前の色紙の左のわきの中比へ、後の色紙の頭を並べて押、是を半といふ也、是故實なりとかや、

